

森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 5 実施期間 平成 29 年度から <u>令和 3</u> 年度までとする。	第 5 実施期間 平成 29 年度から <u>平成 33</u> 年度までとする。

附則

- 1 この通知は、令和元年 5 月 17 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。